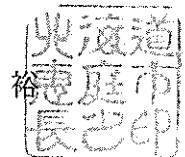


市道路線の認定（変更）に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第9条、同法第10条第2項の規定および第10条第3項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定（変更）する。その関係図面は、恵庭市建設部管理課において、令和6年9月13日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月30日

恵庭市長 原 田



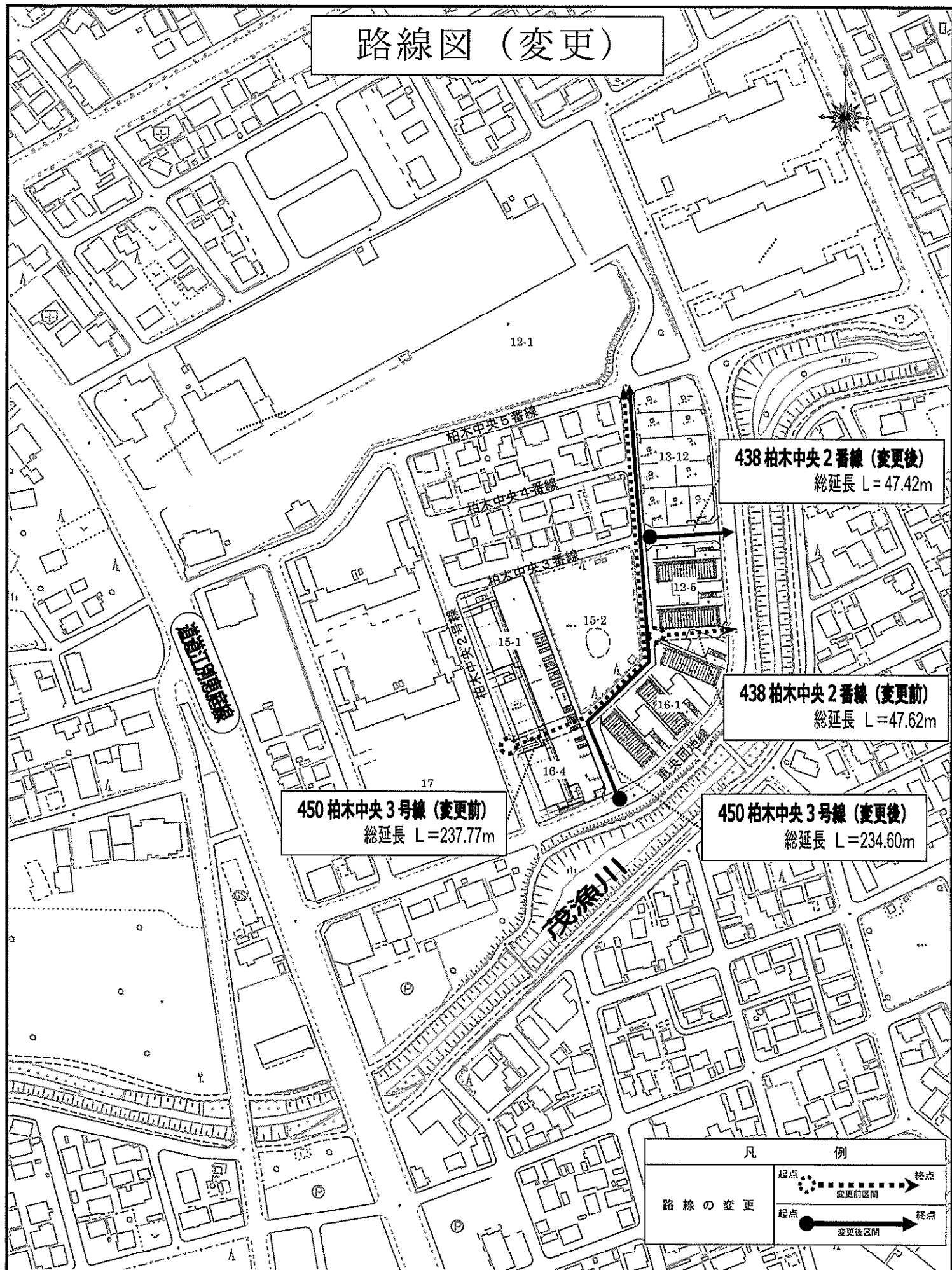
市 道 変 更 路 線

路線番号	旧 新 別	路 線 名	起点終点	重要な経過地
4 3 8	旧 — 新	柏木中央 2 番線	恵央町 1 2	
			恵央町 1 2	
			恵央町 1 2 － 1	
			恵央町 1 2 － 5	
4 5 0	旧 — 新	柏木中央 3 号線	恵央町 1 5	
			恵央町 1 3 － 1 2	
			恵央町 1 6 － 4	
			恵央町 1 3 － 1 2	

市道路線認定（変更・~~廃止~~）に関する
関係書類縦覧者名簿

番号	縦覧月日	氏 名	住 所	摘 要
1	月 日			
2	月 日			
3	月 日			
4	月 日			
5	月 日			
6	月 日			
7	月 日			
8	月 日			
9	月 日			
10	月 日			
11	月 日			
12	月 日			
13	月 日			
14	月 日			
15	月 日			
16	月 日			
17	月 日			
18	月 日			
19	月 日			
20	月 日			

路線図（変更）



凡 例	
路線の変更	起点 変更前区間 終点
	起点 変更後区間 終点

縮尺 1 : 2500

